相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道松前郡松前町字福山二三〇番地の二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　新田　昌子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日　函館市中島町二三番一六号　Ｔｉｍｅ中島101　相続財産管理人　弁護士　兼平　誠也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森市浪岡大字五本松字平野二〇番地、最後の住所青森県北津軽郡板柳町大字福野田字本泉六三番地三　有料老人ホームやよい　被相続人　亡　山田　みゑ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日　青森市長島二丁目一九番一一号　沼田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　沼田　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺八二番地一一六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岸　武志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日　埼玉県さいたま市浦和区高砂二―一―二〇　日建高砂ビル四階弁護士法人高砂法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉原恵太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市桜区南元宿二丁目二三番地、最後の住所埼玉県さいたま市桜区南元宿二丁目二八番五号　被相続人　亡　井原　美江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日　埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一二番九号　農林会館四階　長島法律事務所　相続財産管理人　弁護士　井本　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県松戸市小金原七丁目三二番地一四、最後の住所千葉県松戸市小金原七丁目三二番地の一四　被相続人　亡　西谷　眞次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日　事務所千葉県松戸市松戸一八三四―一五　キュービック松戸ビル四階Ｂ　なべくら総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　鍋倉　征成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市谷田部六一五七番地、最後の住所千葉県印西市竹袋一四三番地一　被相続人　亡　豊島　優子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日　事務所茨城県つくば市谷田部四七七四番地二〇　宮本司法書士事務所　相続財産管理人　宮本　寿彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区関町北五丁目甲三〇八番地、最後の住所東京都立川市栄町六丁目一〇番地の一九　被相続人　亡　櫻井　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日　事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍北朝鮮、最後の住所岐阜県美濃加茂市本郷町一丁目六番六号　被相続人　亡　森田修一こと　禹　修一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日　事務所東京都新宿区四谷二―一一第二報友ビル二階寺島法律経済事務所　相続財産管理人　弁護士　寺島　英輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県平塚市桃浜町二二一番地一、最後の住所東京都世田谷区下馬二丁目三三番二―三〇六号　被相続人　亡　大和田悦子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日　事務所東京都中央区銀座一丁目七番六号銀座河合ビル五階新都市総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　渡邊　慎一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県越前市室谷町第一六号一九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　三井たつ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日　福井県越前市味真野町第七号七番地二〇　相続財産管理人　石塚　尚徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市茂呂七一〇番地七、最後の住所静岡県伊東市富戸一一〇一番地の一六　被相続人　亡　豊嶋多津夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日　静岡県三島市中田町一〇番五号原島法律事務所　相続財産管理人弁護士　原島　年央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市一身田豊野一四〇六番地の一四、最後の住所三重県津市一身田豊野一四〇六番地の四三九　被相続人　亡　櫛田　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日　三重県津市栄町二丁目四六六番地　相続財産管理人　楠井　嘉行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都府亀岡市曽我部町穴太宮垣内七二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　齋藤　春男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年十二月二十五日　京都市中京区堺町通竹屋町下る絹屋町一二〇番地　田辺法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田辺　保雄

第39期決算公告

平成24年12月21日

茨城県つくば市諏訪Ｃ22街区1

長瀬ランダウア株式会社

代表取締役　中井　光正

貸借対照表の要旨（平成24年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,459,222
	固定資産	1,596,022
	合計	3,055,243
負債及び純資産の部	流動負債	918,417
	固定負債	205,386
	負債合計	1,931,440
	資本金	88,000
	資本剰余金	500,000
	利益剰余金	1,343,440
	利益準備金	22,000
	その他利益剰余金	1,321,440
	（うち当期純利益）	(518,501)
	純資産合計	3,055,243